

# 監査報告書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人大泉きくみ会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、以下の施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告につき検討いたしました。

社会福祉法人 大泉きくみ会 くりのみ保育園

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査致しました。

## 2. 監査の結果

- (1)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2)貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3)事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4)理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月22日

社会福祉法人 大泉きくみ会

監事 飯泉 斉



監事 中原海平



令和7年5月22日

理事者確認書

監事 飯泉 齊殿

監事 中原海平殿

社会福祉法人大泉さくみ会  
理事長 栗原 洋子



本確認書は、当社会福祉法人の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年会計年度の社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記（以下「計算関係書類」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに令和7年3月31日現在の令和6年会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表対応項目に限る。以下同じ。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。

記

1. 本日までに開催された理事会の議事録ならびに重要な契約書等は、すべて貴殿の閲覧に供しました。
2. 計算書類は社会福祉法人会計の基準に準拠して収支および事業活動の状況ならびに財政状態を適正に表示しております。
3. 計算書類およびその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要取引はありません。
4. 内部統制を構築し、維持する責任は理事長にあることを承知しております。
5. 理事長や内部統制に重要な役割を果たしている職員等による計算書類に重要な影響を与える不正および違法行為はありません。
6. 貴殿から要請のあった会計記録および監査の実施に必要な資料は、すべて貴殿に提供いたしました。
7. 所轄庁からの通告・指導等で計算書類に重要な影響を与える事項はありません。
8. 計算書類の資産・負債または純資産の計上額や表示に重要な影響を与える事業計画および意思決定ならびに係争事案はありません。
9. 契約不履行の場合に計算書類に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。
10. 計算書類に注記しているものを除き、所有権に制約のある重要な資産はありません。
11. 計算書類に計上または注記している事項を除き、重要な偶発事象および後発事象はありません。
12. 当社会福祉法人が令和6年度に帰属する施設整備等に係る補助金収入および借入金元金（利子）償還補助金収入等は、もれなく同会計年度の計算書類に計上しております。
13. 関連当事者との関係及び取引については、該当事項がないため注記しておりません。

以上